

# 行田羽生資源環境組合事務局設置条例

令和4年4月1日

条例第6号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、行田羽生資源環境組合事務局(以下「事務局」という。)を置く。

(事務分掌)

第2条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 議会に関すること。
- (2) 監査に関すること。
- (3) 条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- (4) 予算の編成及び決算の調製に関すること。
- (5) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (6) その他庶務に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理施設(し尿処理施設を除く。)の共同整備及び運営に関すること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。